

会津若松市民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱

（平成 17 年 7 月 1 日決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、市が行う市民意見提出手続に関し必要な事項を定めることにより、市民生活に密接に関連する市の重要な施策について、市民等と情報を共有しながら、多様な意見や情報、専門的な知識等を広く求め、市の政策形成過程に反映させ、もって、行政運営の公正の確保と透明性の向上及び協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「市民意見公募」とは、市の重要な施策に関する計画等及び条例案を立案する過程において、その立案に係る趣旨、その他必要な事項を市民等に公表し、それらに対して提出された市民等の意見等を市行政に反映させる手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者

（対象）

第 3 条 市民意見公募は、次に掲げる計画等や条例案(以下「計画等」という。)を決定する際に実施するものとする。ただし、市民意見公募と同様の手続が法令により定められているもの、事業の内容により迅速性又は緊急性を要するもの、軽微な変更等については、この限りでない。

- (1) 市の総合計画並びに市行政のそれぞれの分野における施策の基本方針及び基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民生活に密接に関連する重要な施策や手続を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、この要綱の目的に照らし、この要綱に定める手続を実施する必要があると認める場合においては、当該手続を実施することができる。

（計画等の案及び概要の公表）

第4条 実施機関は、前条第1項に掲げる計画等についての決定を行う前の適切な時期に、計画等の案(条例にあっては、条例案の素案又は骨子。以下同じ。)及び概要を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、実施機関は、次に掲げる資料(以下「公表資料」という。)を公表するよう努めるものとする。

(1) 計画等を決定する目的及び背景

(2) 計画等に関連する次に掲げる資料

ア 根拠法令

イ 計画等を策定又は改定する場合には、上位計画等の概要

ウ 計画等の案を策定するに際して整理した論点

エ 計画等の実現によって生じることが予測される影響又は効果の程度及び範囲

オ その他必要な資料

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市政情報コーナーにおける閲覧

(2) 会津若松市ホームページ及び市政だよりへの掲載

(公表する内容が相当量に及ぶ場合は、計画等の案及び概要と公表資料等の入手方法のみを掲載することとして差し支えない。)

2 前項に規定するもののほか、実施機関は必要に応じ、次に掲げる方法により、計画等の案の公表について、広く市民等に知らせよう努めるものとする。

(1) 実施機関における配布

(2) 報道機関への発表

(3) その他実施機関が必要と認める方法

(意見提出期間等の明示)

第6条 実施機関は、市民等が意見を提出するために必要な期間等を勘案し、少なくとも1か月以上の意見提出期間を確保し、かつ、提出方法及び提出言語の種類を定め、計画等の案を公表する際に明示しなければならない。

2 前項の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール、実施機関が指定する場所への書面の提出、その他実施機関が定める方法によるものとする。

3 実施機関は、計画等の案についての意見を提出した個人又は法人等の氏名、名称等を公表する場合には、計画等を公表する際にその旨を明示しなければならない。

(提出された意見の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を誠実に検討し、計画等を決定す

る。

2 実施機関は、前項の規定により計画等を決定したときは、計画等、提出された意見及びこれらに対する実施機関の考え方を公表しなければならない。ただし、提出された意見のうち、公表することにより、個人の権利利益又は法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第5条の規定は、前項本文の規定による公表の方法について準用する。

(その他)

第8条 市民意見公募の実施手続に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。